

県南広域振興局長告示第177号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、金流川沿岸涌津土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年11月24日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 就任

理事

小野寺 俊 夫 一関市花泉町涌津字中町17番地

2 退任

理事

中 嶋 豊 治 一関市花泉町涌津字中町12番地